

船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正[平成26年4月1日]により、プレジャーボートの適正管理を推進するために、放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

【改正の概要】

- 船舶その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に**放置等することを禁止**
(河川法施行令第16条の4第1項第2号イ)
- 上記に違反した者に対して**罰則を適用**
罰則：**3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金**
(河川法施行令第59条第2号)

【放置等の禁止の適用】

江戸川河川事務所が管理する以下の河川において、**放置等の禁止対象物として、「船舶」を指定**

※船舶の例：モーターボート、クルーザーヨット、ディンギーヨット、ろかい船、水上オートバイ、はしけ、いかだ(漁業用は除く。)等

(平成27年3月27日指定、平成27年4月6日施行)

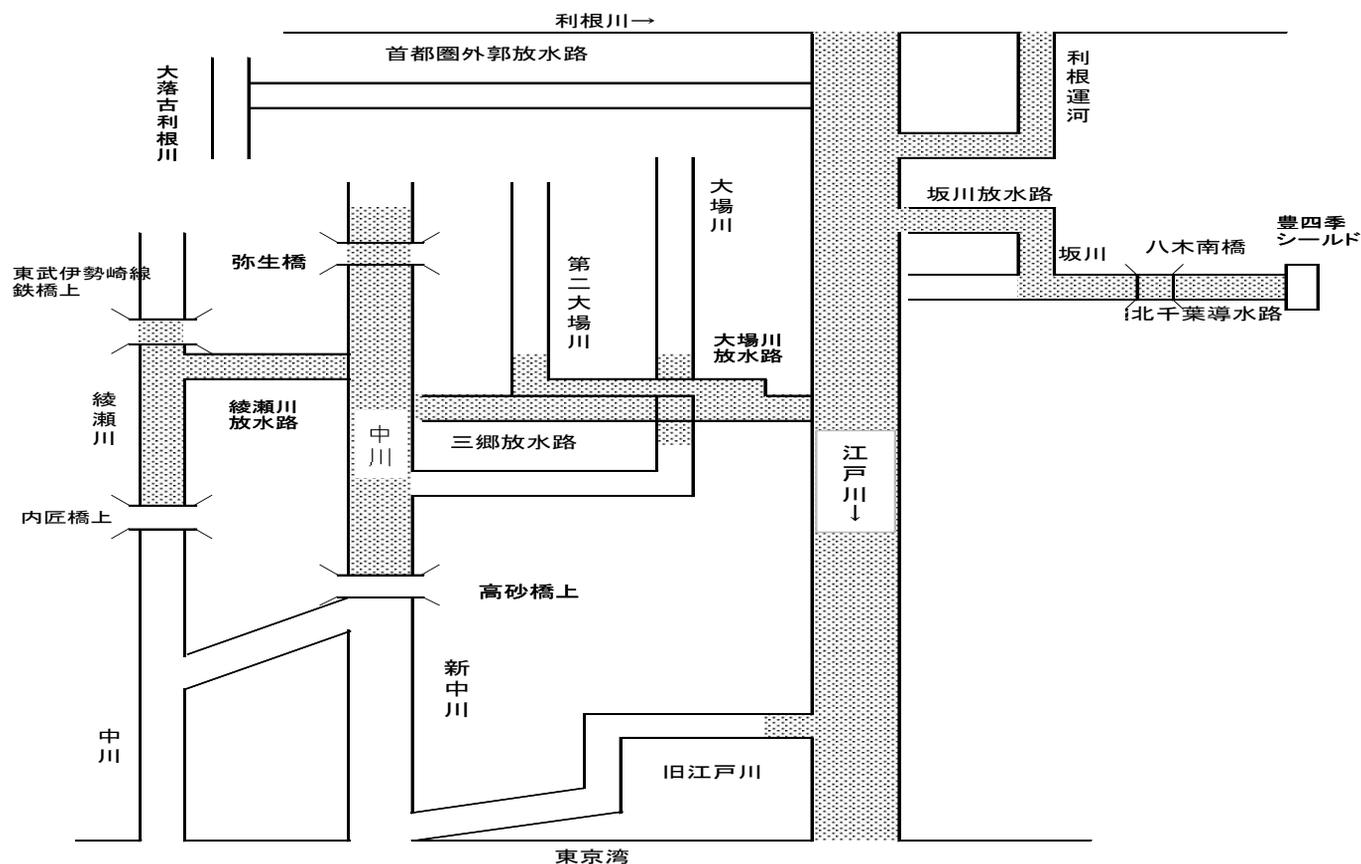
利根川水系 江戸川 旧江戸川 利根運河 坂川 坂川放水路
三郷放水路 大場川 第二大場川 大場川放水路 中川
綾瀬川 綾瀬川放水路

(平成27年4月10日指定、平成27年4月20日施行)

利根川水系 北千葉導水路

※河川の範囲の概要は裏面参照

国土交通省江戸川河川事務所
警視庁 千葉県警察
埼玉県警察 茨城県警察



今回指定河川

| 河川名称 | 区 域 | |
|--------|---|--|
| | 上流端 | 下流端 |
| 北千葉導水路 | 豊四季シールド北端 | 八木南橋下 |
| 利根運河 | 利根川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| 江戸川 | 利根川からの分派点 | 海に至る |
| 坂川 | 流山市野々下字後田633番の6地先の市道橋下流端 | 左岸: 松戸市小金字金の下672番の2地先 右岸: 松戸市小金字金切1169番の4地先 |
| 坂川放水路 | 坂川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| 旧江戸川 | 江戸川からの分派点 | 左岸: 江戸川区東篠崎町地先の標杭 右岸: 江戸川区東篠崎町276地先 |
| 中川 | 左岸: 松伏町大字下赤岩内膳堀内上1672-1地先 右岸: 松伏町大字下赤岩字掛井堀中通1876-1地先 | 左岸: 葛飾区高砂町3-57地先 右岸: 葛飾区青戸町4-630地先 |
| 大場川 | 左岸: 三郷市新和2-383地先 右岸: 三郷市新和1-514-5地先 | 左岸: 三郷市新和4-167-1地先 右岸: 三郷市新和3-128-1地先 |
| 大場川放水路 | 大場川からの分派点 | 三郷放水路への合流点 |
| 三郷放水路 | 中川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| 第二大場川 | 左岸: 三郷市新和1-572地先 右岸: 三郷市八町堀字欠井堀83地先 | 大場川への合流点 |
| 綾瀬川 | 左岸: 越谷市大字蒲生字山王3794地先 右岸: 草加市金明町1361-3地先 | 左岸: 足立区神明町15地先 右岸: 足立区内匠本町3670地先 |
| 綾瀬川放水路 | 綾瀬川からの分派点 | 中川への合流点 |